国民健康保険における
海外療養費制度のお知らせ

広　島　市

海外渡航中の疾病等にも保険が適用されます

海外では日本国内のように保険証を使って治療を受けることができませんが、国民健康保険の被保険者の皆さんが、海外渡航中に病気やけがで治療を受けた場合には、療養費が支給されます。

ただし、治療を目的とした海外渡航の場合は支給対象になりません。

また、日本国内で保険適用されていない医療行為も支給対象になりません。

海外療養費は、
日本国内の保険医療機関等で給付される場合を標準として支払われます

海外で受けた治療内容を日本国内の保険医療機関等で治療を受けた場合にあてはめて決定した金額（標準額）から一部負担金相当額を控除した額が海外療養費として支給されます。

具体的には、実際に支払った額（実費額）が標準額よりも大きい場合は、標準額を基準に算定し、実費額が標準額よりも小さいときは、実費額を基準に算定した額が払い戻されることとなります。

特に、国によっては、日本の医療費と比較してかなり高額なところもあり、実費額に比べて標準額が大幅に少なくなることもあります。

日本国内で保険適用されていない医療行為は海外療養費の対象になりません

海外療養費の対象は、その医療行為が日本国内で保険診療の対象となっているものに限られており、心臓や肺などの臓器移植、人工授精等の不妊治療、性転換手術、美容整形などの医療は対象になりません。

自然分娩も保険医療対象外ですが、申請により出産育児一時金は支給されます。

支給決定日の外国為替換算率（売レート）で換算します

海外療養費の支給にあたっては、海外で実際に支払ったときの外国為替換算率ではなく、広島市が支給決定する日の外国為替換算率（売レート）で換算して算定します。

裏面もあります。

支給申請は原則として帰国後に行ってください

海外療養費の支給申請は、帰国後に必要書類等を添えて行ってください。
また、海外療養費を海外への送金により支給することはできません。
なお、支給申請の期限は、その治療費を支払った日の翌日から起算して２年間です。

民間の海外旅行損害保険等との併給調整は行いません

民間の海外旅行損害保険等から保険金が支払われた場合でも、国民健康保険からは通常どおりの海外療養費を支給します。

支給申請はお住まいの区の保険年金課又は出張所へ

海外療養費の支給申請は、帰国後、次のものをお持ちになり、お住まいの区の保険年金課又は出張所で行ってください。

- 国民健康保険被保険者証
- 世帯主名義の預金口座番号などのわかるもの
- 現地で支払った領収書の原本
- 領収明細書（各暦月ごと、医療機関（薬局）ごと、入院・外来ごとに各々１枚必要です。）
- 診療内容明細書（各暦月ごと、医療機関（薬局）ごと、入院・外来ごとに各々１枚必要です。）
- 領収明細書及び診療内容明細書の翻訳文（翻訳者の住所・氏名・電話番号の記入のあるもの）
- 海外で治療を受けた方のパスポート（療養期間の渡航記録の確認ができるもの）
- 調査に関わる同意書

※　領収明細書、診療内容明細書、領収明細書及び診療内容明細書の翻訳文は指定の様式をご使用ください。

※　海外療養費の支給については、国内での療養費と同様、保険医などによる審査を行った上で決定しますが、その審査の段階で、より詳細な状況の確認が必要になることがあります。その場合、別途、現地医師からの追加資料等の提出をお願いすることがあります。

詳しくはお住まいの区の保険年金課へお問い合わせください

領収明細書及び診療内容明細書の様式については、区保険年金課窓口に備え付けのものか、広島市ホームページからダウンロードしたものをご使用ください。
詳しくは、お住まいの区の保険年金課へお問い合わせください。

〔区役所保険年金課〕

●中区保険年金課　℡082-504-2555（直通）	●安佐南区保険年金課　℡082-831-4929（直通）
●東区保険年金課　℡082-568-7711（直通）	●安佐北区保険年金課　℡082-819-3909（直通）
●南区保険年金課　℡082-250-8941（直通）	●安芸区保険年金課　℡082-821-4910（直通）
●西区保険年金課　℡082-532-0933（直通）	●佐伯区保険年金課　℡082-943-9712（直通）